

第378次結社の自由委員会報告書（抄）  
（2177号案件及び2183号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

委員会の勧告

パラグラフ466

上記の中間的な結論に照らし、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。

(a) 委員会は、再度、政府に対し、日本政府が批准した第87号及び第98号条約に具体化された結社の自由の原則を十分に尊重しつつ、遅滞なく公務員の労働基本権を確保するため、特に次の事項について、関係する社会的パートナーとの議論を進めるよう促す。

(i) 公務員への労働基本権の付与

(ii) 消防職員及び刑事施設職員への団結権及び団体交渉権の完全な付与

(iii) 国の行政に従事していない公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の確保、並びにこれらの権利が正当に制限され得る公務員への適切な代償手続の確保

(iv) 結社の自由の原則に従い、国家の名のもとに権限を行使しない公務員へのストライキ権の確保、及びストライキ権を正当に行使する職員団体の構成員と職員に対して重い民事上又は刑事上の罰則が科されないことの確保

(v) 公務における交渉事項の範囲

委員会は、必要な改正法案が遅滞なく国会に提出されることを期待するとともに、政府に対し、この点に関する進展について情報の提供を続けるよう求める。

(b) 委員会は、政府に対し、公務員に労働基本権が認められるまでの代償措置としての人事院勧告制度の機能について情報の提供を継続するよう要請する。

(c) 委員会は、政府及び申し立て団体に対し、2012年5月25日（※）<sup>1</sup>に国会で可決された給与削減（に関する法律）に対する訴訟に関し、国公労連による東京高等裁判所への上訴の結果について、情報の提供を継続するよう要請する。

(d) 委員会は、政府及び申し立て団体に対し、給与削減措置を行った大学当局に対していくつかの国立大学法人の労働組合が提訴をした残りの訴訟の結果について、情報の提供を継続するよう要請する。

（※）結社の自由委員会報告書では2012年5月25日に国会で可決されたとあるが、「国家公務員の給与の改正及び臨時特例に関する法律」が成立したのは、2012年2月29日であり、同年5月25日は上記法律が違憲であると国公労連等が東京地方裁判所に提訴した日である。